

あさけプラザのあり方検討に関する調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

あさけプラザのあり方検討に関する調査業務

2. 業務の目的

四日市地域総合会館あさけプラザは、四日市市と三重郡菰野町・朝日町・川越町の住民が利用する、体育館や、会議施設、ホールといった貸館施設に加え、図書館や浴室、機能回復訓練室といった開放施設を有する、広域的な複合コミュニティ施設です。

あさけプラザは、文化・教育及び福祉等の増進を目的とする、三重県北勢地域の広域市町村圏の地域中枢施設として、昭和 59 年に開館しています。

以来、あさけプラザは、利用者が潤いのある生活を創造する「ふれあいと語らいの場」として、そして子どもから高齢者まで幅広い方々が利用する施設として運営され、令和 4 年度における施設全体の利用者は、248,682 人となっています。

そのあさけプラザが、本年 8 月に開館 40 年を迎えます。これを節目に、現状の課題を整理するとともに将来を見据えた施設のあり方を検討するため、今後求められる機能等について調査を実施します。

3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 支払方法

業務完了報告後、完成認定のうえ一括払いとする。

5. 業務の実施にかかる留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 業務内容

あさけプラザの利用状況等の現状から課題の整理を行うとともに、今後必要な機能を探るためのアンケート調査とヒアリング調査を実施し、その結果をとりまとめる。

(1) あさけプラザの評価と課題の共有、調査内容の確定

- ① あさけプラザの評価と課題の整理
- ② 先進地の情報把握

(2) アンケート調査

無作為に抽出した市民 3,000 人に、郵送による送付と、無記名の回収を行う。ただし回収は、郵送とインターネットによる回答を併用して行う。

受託者はアンケート調査票の設計を行い、データで市に納品する。

① アンケート調査票の設計

※ 郵送用と施設利用者用の 2 種類の設計

※ それぞれ、A4 版 8 ページ程度

※ それぞれ、設問は 10 問程度、単数及び複数の選択式・記述式を併用

※ それぞれ、その他調査目的や、回答方法の付記を含む

※ 郵送用については、回答用 QR コードの付記を含む

② 調査票 (3,000 部)・郵送用封筒 (3,000 部)・回収用封筒 (3,000 部) の製作

③ アンケート調査票の封入・郵送 (3,000 部)

※ サンプル抽出、及び宛名ラベルの作成は、市が行う。

④ 回答 (用紙・データ) の回収

(3) ヒアリング調査

利用者及び関係者への聞き取り調査 (1 時間程度を計 2 回) を行う。

※ 対象者の招集及び場所の設定、並びに運営は、市が同席して行う。

① アンケート調査票に基づき、ヒアリング調査内容の確定

② ヒアリング調査での説明・記録

(4) 調査結果のとりまとめ

郵送アンケート調査で回収した回答を点検・入力の上集計し、必要な分析を加えてとりまとめる。

※ 施設利用者アンケート調査で回収した回答の点検・入力・集計・分析は、市が行う。

またヒアリング調査については録音データを起こし、とりまとめる。

① 郵送アンケート調査の回答データの入力 (10 問程度、選択式・記述式を併用)

② ヒアリング調査の録音起こし (1 時間程度を計 4 回)

③ 調査結果のとりまとめ (データにて提出)

※ 調査結果の印刷は、市が行う。

7. 成果品

受託者は業務を完了して、以下に定める成果品を本市に提出して検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。また、業務において作成した調査・分析資料等のデータについては、随時、市へ提供すること。

【成果品】

- (1) アンケート調査票（郵送用・施設利用者用）
- (2) あさけプラザのあり方検討に関する調査結果報告書（データのみ）

8. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合はその限りではない。

9. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

10. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

11. 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を

理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

12. その他

(1) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告しなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。

(3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

(4) プロポーザル時の提案内容は仕様を含めること。